

審査基準及び標準処理期間整理個表

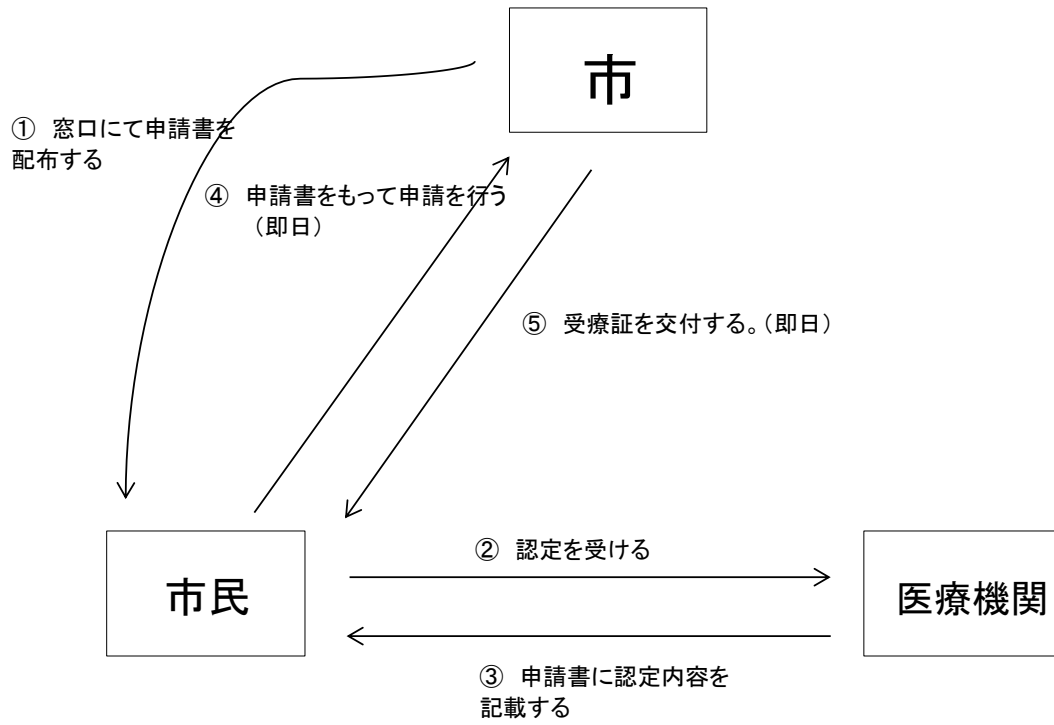
番号 79

処 分 名	特定疾病の認定	
処 分 の 概 要	特定疾病認定申請書に医師の意見書等を添え申請し、特定疾病療養受療証を交付する。	
根 拠 法 令 名	国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)	
条 項	第27条の13第1項	
所 管 課	国保・年金課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日	
標準処理期間	計	即日
判断基準	国民健康保険法施行規則第27条の13を基準とする。	
<p>【根拠法令等】 国民健康保険法施行規則(昭和33年12月27日厚生省令第53号)第27条の13</p> <p>(特定疾病に係る保険者の認定) 第二十七条の十三 令第二十九条の二第八項の規定による保険者の認定(以下本条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した特定疾病認定申請書を保険者に提出しなければならない。</p> <p>一 認定を受けようとする被保険者の氏名及び生年月日 二 認定を受けようとする被保険者のかかっている令第二十九条の二第八項に規定する疾病の名称 三 被保険者証の記号番号</p> <p>2 前項の申請書には、同項第二号に掲げる疾病にかかっていることに関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>3 七十歳に達する日の属する月以前に受ける療養に係る令第二十九条の二第八項に規定する厚生労働大臣の定める疾病(健康保険法施行令第四十二条第九項第二号に規定する厚生労働大臣が定める疾病を除く。)に係る高額療養費が、令第二十九条の三第九項第二号の規定によらないものであるときは、第一項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>4 第一項の申請に基づき、認定を行ったときは、保険者は、様式第一号の七による特定疾病療養受療証(以下この条において「特定疾病受療証」という。)を、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に健康保険法施行令第四十一条第九項に規定する厚生労働大臣の定める疾病ごとに交付しなければならない。ただし、七十歳に達する日の属する月以前に受ける療養に係る令第二十九条の二第八項に規定する厚生労働大臣の定める疾病(健康保険法施行令第四十二条第九項第二号に規定する厚生労働大臣が定める疾病を除く。)に係る特定疾病受療証については有効期限を定めて交付しなければならない。</p> <p>5 認定を受けた被保険者は、令第二十九条の二第八項に規定する療養を受けようとするときは、保険医療機関等に提出する被保険者証又は処方せんに、特定疾病受療証を添えなければならない。</p> <p>6 認定を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、特定疾病受療証を保険者に返還しなければならない。</p> <p>一 特定疾病受療証に記載された高額療養費算定基準額が変更されたとき。 二 特定疾病受療証の有効期限に至つたとき。</p> <p>7 第七条の二の規定(第三項ただし書を除く。)は、特定疾病受療証の検認及び更新について準用する。</p> <p>8 世帯主又は組合員は、特定疾病受療証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を保険者に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

- 9 特定疾病受療証を破り、汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その特定疾病受療証を添えなければならない。
- 10 世帯主又は組合員は、特定疾病受療証の再交付を受けた後、失った特定疾病受療証を発見したときは、直ちに、発見した特定疾病受療証を保険者に返還しなければならない。
- 11 認定を受けた被保険者に係る第十五条第一項(第二十条において準用する場合を含む。)に規定する届書(第二条、第三条、第五条、第五条の二、第五条の四、第五条の八、第五条の九及び第九条から第十条の二までの届書を除く。)には、当該届出に係る被保険者証に加えて、当該被保険者に係る特定疾病受療証を添えなければならない。

新規申請のフロー図



※ただし、更新業務については自動更新のため、申請は不必要